

口馳八丁 一風堂すぎはら



下京支所 溝口信之

室町通りの蛸薬師を少し上げてくださいます。通りから少し奥まっていますが、大きな暖簾ですぐに見つかるでしょう。私が関与先様に連れてきていただいてから4年になります。京都の中心部なので、ご紹介するまでもなく皆さんご存知かも知れません。口馳八丁は「くちはちちょう」と読みます。お話好きな方は人懐っこい笑顔の大將がいるカウンターへどうぞ。奥にはテーブル席と座敷席もあります。氷見港直送のおいしい魚と、豊



富なお酒を楽しみに来られる方が多いとか。

お薦めは「いかすみ焼きそうめん (750円)」ですが、おばんざい、お造り、焼いたもん、揚げたもん、珍しいもん、ご飯もんというメニューのカ

テゴリーがあり、どれをとってもしリーズナブルでコダワリ一品が揃います。大皿コース・鍋物コースがそれぞれ3,500円～、会席コースは4,000円～ですが、予算に応じてもらえます。もうひとつのお薦めはランチタイム。日替り、出し巻、鶏唐揚、お造り、寿司の各定食をはじめ、海鮮丼やマグロ鉄火丼（いずれも800円～900円！）が用意されています。寿司定食の大盛りという注文も可能です。海鮮丼の大盛りは大食漢の私も大満足です。

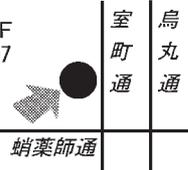


京税協の記事にしたいと申し入れたところ「どなた様に限らず取材拒否」という大將をねじ伏せてご紹介させていただきました。



『口馳八丁 一風堂すぎはら』

京都市中京区室町通六角下ル
鯉山町514
アトラクタービル1F
電話：075-211-6807
定休日：日曜日
営業時間：
11:30～14:00
17:30～23:00



シリーズとっておきのお店

ここでは組合員先生方にお薦めのお店をご紹介します。



下京支所 大谷 巖

御池通りを歩くと堅牢な石造りの店構えなのですぐ分かります。

お店の中は、10席の個室と40席のテーブル席に分けられています。内装には岐阜の恵那から運ばれてきた天然石がふんだんに使われ落ち着いた雰囲気を出しています。壁面には縦130cm横500cmの大きな絵が描か



れています。京都在住の画家西山喬氏が墨で描いたもので「ローマの朝市」という絵です。メニューやワインリストの絵もお店の為に描いてくれました。

お料理は、ランチが4,000円と6,000円のコース、ディナーは、7,000円、10,000円、15,000円のコースになっています。一品料理

もありますが、コースで頼んだほうがお得です。15,000円のコースにはこう書かれています。「シェフの気まぐれ料理をお楽しみください」と。そうです、この日市場で仕入れた最高の素材で最高の料理を作ってくれます。10～12皿で少しずつ色々な美味しいものを出してくれます。メインは、あわびのステーキであったり、伊勢海老であったり、鹿肉とフカヒレであったり、色々です。お好みがあれば予約の時に遠慮なく言ってください。



パスタは自家製生パスタを使用しています。秋以降は30kg以上あるパルミジャーノチーズの中に茄でたてのパスタを入れて作るパスタ料理が楽しめます。

ワインは75種類、そのうち15種類はオーナー自らワイナリーに行き直輸入し、どれも大変美味しいです。高級店でありながら、オーナー福村氏と奥さんが気さくに誰にでも話しかけてくれる気楽な店です。

美味しい料理をいただくため是非予約してください。

『リストランテ ストラダ』

京都市中京区御池柳馬場北東角
TEL：(075) 251-0800
HPアドレス：http://www.strada-oike.com
営業時間：ランチ 11:00～15:00
ディナー 17:00～22:00
定休日：毎月第4月曜日 (料理教室開催のため)



組合の動き

- 5・22 学院・市民無料講座開講「中小企業経営者のための経営基礎講座」
講師 中村清之先生
参加 29名
- 5・23 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（4回目）
講師 福島重典先生
参加 52名
- 5・23 法規・諸規則委員会開催（理事長選任の方法について）
- 5・24 福知山支部定期総会祝電
- 5・25 学院・簿記実務コース開講・全7回（3回目）
講師 清水俊行先生
参加 14名
- 5・25 保険小委員会開催（第35期事業計画並びに予算編成について）
- 5・29 第9期定時社員総会（有限会社近税保険代理社）出席
- 5・29 学院・会社法勉強会開講・全10回（6回目）
講師 山下真弘先生
参加 55名
- 5・30 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（5回目）
講師 福島重典先生
参加 52名
- 6・1 事業小委員会開催（第35期事業計画並びに予算編成について）
- 6・2 学院・エクセル解説開講・全4回（1回目）
講師 筆島 務先生
参加 16名
- 6・2 上京支部定期総会出席
- 6・2 東山支部定期総会出席
- 6・2 園部支部定期総会出席
- 6・5 学院・会社法勉強会開講・全10回（7回目）
講師 山下真弘先生
参加 55名
- 6・5 中京支部定期総会出席
- 6・5 伏見支部定期総会出席
- 6・6 右京支部定期総会出席
- 6・6 宇治支部定期総会出席
- 6・7 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（6回目）
講師 福島重典先生
参加 52名
- 6・7 学院運営小委員会開催（第34期議案書等について）
- 6・7 財務委員会開催（第34期決算並びに第35期予算について）
- 6・7 保険委員会（大同生命・全税共合同）開催（第34期議案書等について）
- 6・8 学院・簿記実務コース開講・全7回（4回目）
講師 清水俊行先生
参加 14名
- 6・8 事業委員会開催（第35期議案書等について）
- 6・9 学院・エクセル解説開講・全4回（2回目）
講師 筆島 務先生
参加 16名
- 6・9 第51回通常総会並びに理事会（京都府中小企業団体中央会）出席
- 6・9 左京支部定期総会出席
- 6・13 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（7回目）
講師 福島重典先生
参加 52名
- 6・14 日本生命との懇談会開催
- 6・14 正副理事長会開催
- 6・14 税務便覧制作委員会開催（平成18年分税務便覧の作成について）
- 6・14 予算編成準備会開催（第34期決算並びに第35期予算について）
- 6・14 一泊旅行写真コンテスト審査会開催（一泊旅行写真コンテストの審査）
- 6・15 学院・簿記実務コース開講・全7回（5回目）
講師 清水俊行先生
参加 14名
- 6・16 学院・エクセル解説開講・全4回（3回目）
講師 筆島 務先生
参加 12名
- 6・19 学院・会社法勉強会開講・全10回（8回目）
講師 山下真弘先生
参加 55名
- 6・20 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（8回目）
講師 福島重典先生
参加 52名
- 6・21 正副理事長会開催
- 6・21 理事会開催（予算審議）
- 6・22 学院・簿記実務コース開講・全7回（6回目）
講師 清水俊行先生
参加 14名
- 6・23 学院・エクセル解説開講・全4回（4回目）
講師 筆島 務先生
参加 12名
- 6・23 近畿税理士会第42回定期総会懇親会に出席
- 6・26 学院・会社法勉強会開講・全10回（9回目）
講師 山下真弘先生
参加 55名
- 6・26 総会議案審理会開催
- 6・27 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回（9回目）
講師 福島重典先生 参加 52名
- 7・3 予備監査実施
- 7・3 保険小委員会（大同生命・全税共）開催（大同生命代理店協議会について・全税共表彰式開催について）
- 7・3 学院・会社法勉強会開講・全10回（10回目）
講師 山下真弘先生 参加 55名
- 7・4 学院・短期講座開講「新会社法 法施行後の会計実務」
講師 國岡 清先生
参加 162名

- 7・5 大同生命「生命保険リスクマネジメントセミナー」
出席 於 からすま京都ホテル
- 7・6 正副理事長会開催
- 7・6 常務理事会開催
- 7・6 理事会開催
- 7・7 期末監査実施
- 7・7 京都税理士協同組合厚生会役員会開催（「財産目録」並びに「損益計算書」承認の件）【書面審議】
- 7・10 大同生命税理士役員保険事業推進協議会出席
於 ホテル阪急インターナショナル
- 7・11 学院・実務講座開講「相続税申告の実務」・全10回
（10回目）
講師 福島重典先生 参加 52名
- 7・12 学院・短期講座開講「平成18年度税制改正実務上のポイント」
講師 第一部 山下宜子先生
第二部 中野 修先生
参加 151名
- 7・12 相談役会事前打合せ開催
- 7・12 相談役会開催
- 7・13 地区連絡小委員会開催
- 7・13 日税ビジネスサービス第32回定時株主総会出席
- 7・14 学院・短期講座開講「平成18年度税制改正実務上のポイント」（福知山）
講師 第一部 山下宜子先生
第二部 中野 修先生
参加 65名
- 7・14 税務便覧制作委員会開催（平成18年分税務便覧編集作業）
- 7・14 京都府中小企業団体中央会第1回委員会開催に出席
- 7・19 税務便覧制作委員会開催（平成18年分税務便覧編集作業）
- 7・20 学院・短期講座開講「司法書士から見た会社法と商業登記」
講師 山田健嗣先生 参加 148名
- 7・20 保険委員会（全税共）開催（全税共第21回全国統一キャンペーン表彰及び京税協施策について）
- 7・20 全税共京都地区業務推進協議会開催（全税共業務推進に係る協議の件）
於 京都ブライトンホテル
- 7・20 京都府中小企業団体中央会第2回理事会開催に出席
- 7・25 税務便覧制作委員会開催（平成18年分税務便覧編集作業）
- 7・25 右京支部例会・研修会・懇親会出席
- 7・26 伏見支部夏季意見交歓会出席
- 7・27 上京支部例会・懇親会出席
- 7・28 第34回通常総会・講演会・懇親会開催
於 京都ホテルオークラ
- 8・1 保険委員会（大同）開催（平成18年度大同生命代理店協議会開催要領）
- 8・3 保険小委員会（全税共）開催（全税共第21回全国統一キャンペーン実施要領パンフレット作成について）
- 8・3 事務合理化システム委員会開催（事務合理化システム導入後の現状及び今後の課題）
- 8・4 税務便覧制作委員会開催（平成18年分税務便覧編集作業）

- 8・8 学院・短期講座開講「新会社法 法施行後の会計実務」
講師 國岡 清先生 参加 159名
- 8・8 編集委員会開催（第114号の編集割付）
- 8・17 編集委員会開催（第114号のゲラ校正）
- 8・18 編集委員会開催（第114号のゲラ再校正）
- 8・18 事業小委員会開催（事業推進協議会打合せについて）

理事会報告

◆第1回理事会

平成18年度第1回理事会を6月21日午後2時30分より開催致しました。

当日の出席状況は次のとおりでした。

理事44名 監事5名 相談役1名

【決議事項】

第1号議案 第35期予算案承認の件

第35期の事業計画及び収支予算が各部門担当の常務理事より提出され、審議の結果原案どおり承認され、7月28日開催の通常総会に提出することとなりました。

◆第2回理事会

平成18年度第2回理事会を7月6日午後3時より開催致しました。

当日の出席状況は次のとおりでした。

理事35名 監事4名 相談役1名

【決議事項】

第1号議案 組合加入並びに賛助会員加入承認の件

次の個人加入17名・法人2社、賛助会員として組合員から移行の先生7名・新規入会7名が組合加入並びに賛助会員加入を承認されました。なお、組合員数は個人組合員1,283名、その出資金額12,548万円、法人組合員30社、その出資金額300万円となりました。また、賛助会員は101名となりました。

（申込順・敬称略）

（個人組合員）

・藤川香奈 ・樋口泰将 ・森田尚子 ・中村さつき
・池 政志 ・村上博保 ・佐々木正成 ・堀江昇司
・橋本清治 ・上田浩嗣 ・秋山 直 ・澤田恭幸
・北村 亨 ・圖司平和 ・奥田希充子 ・木村方彦
・本間 憲

（法人組合員）

・税理士法人 広瀬 ・京都中央税理士法人
（組合員から移行の賛助会員）

・廣瀬來三 ・廣瀬 裕 ・上田 寛 ・永田 健
・関本孝一 ・田中久喜 ・陸奥田義弘

（新規入会賛助会員）

・金子聡一郎 ・木島有美 ・福田英則 ・有田文茂
・市川 晃 ・富田正三 ・林 一樹

第2号議案 第34回通常総会議案審議の件

事前に送付している「第34回通常総会議案」（案）に基づき説明があり、原案どおり通常総会に提出したい旨報告があり、出席者全員の賛成により決定しました。

第3号議案 組合員「趣味の会」

福利厚生事業「趣味の会」助成金については、趣味の会の活動状況等と報告があり、各7万円を支給する旨報告があり、

議場に諮ったところ全員異議なく承認されました。

第4号議案 新規提携企業（候補）承認の件

- ① 中信総合リース株式会社
 - ② 京都北都信用金庫（ほくと税理士ビジネスローン・ほくと税理士住宅ローン）
 - ③ すみしん不動産株式会社
- 3社の業務提携契約を締結したい旨報告があり、議場に諮ったところ全員異議なく承認されました。

第5号議案 「両丹地区懇談会」開催に伴う参加支所の件

両丹地区というと、園部・福知山・宮津・舞鶴・峰山で、会議等を開催してきたが、園部支所から提案があり京都市内と一緒に参加できないのか…という意見があったため、今回の両丹地区懇談会については、園部支所の意見を踏まえた上で検討していきたい旨報告がありました。（継続審議となりました）

以上、第1号議案から第4号議案全議案が承認可決されました。

【審議並びに報告事項】

I. 第34回通常総会について

- ① 講演会講師について……今年は、心理カウンセラーの下口雄山先生で「21世紀はこころの時代」～あなたの笑顔が決め手～と題して講演をいただく旨報告がありました。

II. 各部門報告

- ① 京都税経学院の各講座開催状況について……最近では2回に分けて開催する講座もあり好評ですが、まだ人数が少ない講座があるため是非ご参加いただきたい旨要望がありました。
- ② 大同生命施策
 - ・総合事業保障プラン保有契約高3000億円の推進状況について……9月・10月頃には達成できればと考えている旨報告がありました。
 - ・優秀代理店 特別表彰旅行（ニュージーランド5日間の旅）経過報告について……30名程の人数で旅行に行ければと考えている旨報告がありました。
 - ・その他……大同生命代理店協会を今年も開催する予定であり、昨年は市内と両丹の2回であったが、今年はもとに戻して3回実施する予定である旨報告がありました。

第1ブロック→上京，中京，左京，園部を10月4日（水）

京都ホテルオークラ

第2ブロック→下京，右京，東山，伏見，宇治を10月13日

（金）ウェスティン都ホテル京都

第3ブロック→福知山・舞鶴・宮津・峰山を10月10日（火）

ホテル北野屋

である旨報告がありました。

③ 全税共施策

- ・第21回全税共全国統一キャンペーン及びZ1・Z2キャンペーンについて……表彰式の日程は、7月20日に開催する各生保との業務推進会議で決定する旨の報告がありました。（候補日：平成19年1月17日または18日）Z1・Z2についても、是非、全税共参加の生保会社の代理店になっていただき、保険の挙績をあげたい旨報告がありました。
- ・「年間表彰」（京税協施策）について……本年度から当組合も平成18年12月1日～平成19年8月31日（全国統一キャンペーンの期間を除く）実施する旨報告がありました。
- ④ 一泊旅行写真コンテストについて……表彰を7月28日（金）の総会懇親会場でいう旨報告がありました。

京都市からのお知らせ

■ 事業所税について

◆ 概要

事業所税は、都市環境の整備・改善に要する費用に充てるための目的税で、一定規模以上の事業を営む法人又は個人に対して、事業所の床面積や従業員の給与によって課税されます。

概要は、次のとおりです。

項目	資産割	従業者割
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所用家屋の床面積（借受け分を含む。）	従業者給与総額（賞与を含み、退職金は除く。）
税率	1㎡につき 600円	従業者給与総額の0.25パーセント
免税点	延べ床面積 1,000㎡以下	従業者数 100人以下
課税標準の算定期間	法人…事業年度 個人…1月1日～12月31日	
納付方法	申告納付	
申告納付の時期	法人…事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人…翌年の3月15日まで	

～期限内に申告納付してください！～

- ① 期限後の申告には、**不申告加算金**が課されます。

$$\text{納付すべき税額} \times 15\%$$

（平成19年1月1日から、50万円を超える部分は20%）

ただし、決定があるべきことを予知してされたものではないときは、 $\text{納付すべき税額} \times 5\%$

- ② 納付が遅れますと、**延滞金**が課されます。

◆ 申告書の提出先及び問合せ先

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町
500番地の1 中信御池ビル4F
京都市理財局税務部法人税務課事業所税担当
TEL 075-213-5248

**京都税理士協同組合
事業部門からのお知らせ**

現在の提携企業45社に加えて、新たに3社と業務提携いたしました。ご利用の程よろしくお願いいたします。

● 京都北都信用金庫

「税理士ビジネスローン」「税理士住宅ローン」「年末特別融資」の斡旋

● 中信総合リース株式会社

リース対象物件（但し自動車は除く）の斡旋

● すみしん不動産株式会社

相続不動産アドバイザー業務、不動産売買の媒介サービスの斡旋

京都労働局からのお知らせ

「雇ったら、入る。」

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

京都労働局総務部労働保険徴収課

1. 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

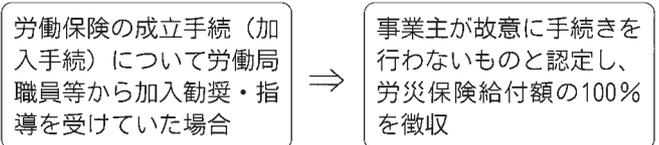
2. 労働保険の加入手続

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は、公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付していただくことになります。

3. 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険関係成立届（労働保険への加入届）を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から

- ① 当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）を徴収するとともに、
- ② 以下により、労災保険給付額の40%～100%を事業主から徴収することになります（平成17年11月1日から対策が強化されています）。



4. 労働保険に自主的に加入していない場合

京都労働局では、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「職権の積極的行使等による労働保険の未手続事業（未加入事業所）一掃」が盛り込まれたことなどを踏まえ、労働保険への加入義務があるにもかかわらず、加入していない事業主の皆さんに対し、これまで以上に厳格な対応を行うこととしております。

(1) 労働局職員等による訪問等による加入勧奨・指導の実施

こうした方針の下、労働保険に未加入の事業所に対し、労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所の職員や、国が加入勧奨を委託している京都府労働保険事務組合連合会の「労働保険加入勧奨推進員」が訪問等により、加入勧奨・手続指導に当たることとしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 労働局による職権成立手続（強制加入手続）・労働保険料の遡及徴収の実施

再三にわたって加入勧奨・手続指導を行ったにもかかわらず、自主的に成立手続（加入手続）を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、職権による成立手続（強制加入手続）を行うとともに、当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）を徴収することとしておりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

労働保険の加入手続等について、ご質問、ご不明な点等があれば京都労働局総務部労働保険徴収課（☎075-241-3213）又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

1年貯蓄



ワリショー

5年貯蓄



ワイド

- 確定利回り
- 税率18%
- 元金安全

- 1年満期
- 1万円単位
- 元金安全



● 5年満期 ● 確定高利回り

● 元金安全 ● 1万円単位

● 半年複利

商工中金

京都支店

☎075(221)3181

〒604-0953 京都市中京区富小路通御池上ル守山町156-3



この物語は、良秀という芸術至上主義の絵描きの物語である。本朝随一の腕前を持ちながら「天が下で、自分程の偉い人間はない」というほどに高邁で偏屈であった。そのため、誰からも嫌われていた人物である。芸術家に限らず、仕事でも何でも、何かに没頭している人というの

は、きっと多かれ少なかれそのような側面があるのだろうと思うが、その度が行き過ぎていたというところであろうか。

しかし、この良秀にも「たつた一つ人間らしい、愛情のある所」があった。それは良秀の15歳になる娘に対してである。良秀には、気立てのやさしい娘がおり、大変可愛がっていたことが語られている。娘は堀川の大殿の屋敷にて小女房として働いていた。

大殿はこの物語の中で大人物として描かれている。二条大宮の百鬼夜行に遭遇しても格別どうということもなく、東三条の河原院に左大臣の霊においてさえ一喝して姿を消させたのだという。これ以外にも長良の橋の人柱に寵愛していた童



二条大宮の交差点

を立てたことなどが紹介されている。

ある日、堀川の大殿が屋敷の屏風絵として地獄変を良秀に依頼する。

良秀は自分が見てきたものしか描けぬ男であり、地獄変ともなれば良

秀が地獄を見ずしては描けないとも思われるので、この注文は、おそらく良秀に対する嫌がらせなのではないかと思われるが、良秀は制作に没頭する。

鎖に縛られた人間を書くために弟子の1人を裸にし、鎖でねじ上げ、苦痛にゆがむ表情を書きとめたり、ミミズクを弟子に飛び掛らせて、逃げ惑う様子や表情を書き残すのである。それらの作業を良秀は、弟子を労うこともなく「冷然と眺めながら、徐に紙を展べ筆を舐つて」行っていたのであった。

このあたりの描写には良秀の芸術家としての姿勢が詳細に描かれている。弟子にとってはたまったものではないが、作品の完成にかける芸術家の信念という執念が見えてくる。現在であれば労働条件の改善を求めたいところであるが。

しかし制作は頓挫する。描けないものがあったのである。良秀はある日大殿に謁見し、屏風に牛車に乗った女が猛火に苦しむ姿を描こうとしていることを告げ、その牛車の中の女が、どうしても描けないことを告げる。大殿は、「そうして— どうぢや」と、妙に嬉しそうな声で合の手を入ると、良秀は自分の見ている前で牛車に火をつけて欲しいと告げる。「さうしてもし出来ませぬならば—」と続け、大殿は、突然けたたましく笑い「檳榔毛の車(牛車)にも火をかけよう。又その中にはあでやかな女を一人、上臈の装をさせて乗せて遣はさう。炎と黒煙とに攻められて、車の中の女が、悶え死をする— それを描かうと思ひついたのは、流石に天下第一の絵師ぢや。褒めてとらす。おゝ、褒めてとらすぞ」というのである。

大殿は、牛車を燃やすところを見せるため、ある夜、雪解



京の文学散歩

「地獄変」芥川龍之介

編集委員 市木 雅之

けの御所という洛外の山荘に良秀を呼び、牛車には罪人の女房が縛られていると言う。大殿が「末代までもない観物ぢや。予もここで見物しよう。それぞれ、みずを揚げて、良秀に中の女を見せて遣らぬか」というと、役夫が松明を持って牛車の簾を揚げると、中に鎖でつながれてい

るのは良秀の娘であった。途端、良秀の顔は色を失い、傍に控えていた侍は身を低くして刀に手をかけていたのである。

この時、大殿の「火をかけい」という声とともに松明が投



東三条の河原院?

げ込まれ、牛車は燃え上がった。良秀は目を大きく見開き、唇を引き歪めて、頬の肉の震わせ、恐れと悲しみと驚きとが、歴々と顔に描かれた。その火の柱を前にして、良秀は「今

は云ひやうのない輝きを、さながら恍惚とした法悦の輝きを、皺だらけな満面に浮べながら、大殿様の御前も忘れたのか、両腕をしつかり胸に組んで、佇んでゐる」のであった。

その後、地獄変は完成し、大殿のもとに納品の後、良秀は自殺するのであるが、なんとも色々と考えさせられる物語である。

大殿は大人物として描かれているが本当にそうであろうか?

地獄変の注文自体、見たものしか描けない良秀に対しての嫌がらせと思われるし、罪人と称して良秀の娘を火にかけるなどは嫌がらせの域を超えている。何より、この物語の中で、大殿が娘に関係を持つようとして断られたと思われるくだけりがあるが、そのことによる仕返しではなかったのかとも思えるのである。

良秀についても、芸術に、制作にかける想いそのものは痛いほどよく分かる。芸術家のみならず、仕事全般にかける想いというものは、少なからずそのような情熱がなければならぬのだろう。



洛外の山荘?

しかし、そのために最愛の娘を失い、なおかつその際に恍惚とした表情を浮かべる良秀の様子は、気の毒ではあるが理解することは出来ない。芸術を最高位におき、自分の溺愛してきた娘まで芸術の道具と見ることの出来る良秀には恐ろしさすら感じる。恐らく、娘を失った時に人としての感情がなくなって芸術家としての側面しか残らず、完成と同時に芸術家としても達成されたので、そのあとは自殺する他なかったのではないだろうか。

しかしこのことを自分に置き換えてみるに、もちろん良秀ほどではないにしても、何かのために家族や大事な人を傷つけてはいないか、自問してみると少し自信はないのであるが。